様式第２号（第５条関係）

美　化　協　定　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と熊本市（以下「乙」という。）とは、次のとおり美化協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は熊本市ごみのない街を創る条例第６条第１項から第３項までに基づき、区域において継続的に実施する美化活動について美化協定を締結することにより、ごみのない美しい街を創り環境保全都市の形成に寄与することを目的とする。

（名称）

第２条　この協定は、　　　　　　　　　　　　　　　　美化協定という。

（美化活動の区域）

第３条　この協定の美化活動の区域は、別紙図面に表示する区域とし、地番は別表のとおりとする。

（美化活動の方法）

第４条　甲が継続的に実施する美化活動の計画は、次のとおりとする。

|  |
| --- |
|  |
|  ①　日常的な門前美化 ②　　　　　年　　　月　　　日から（月・年）　　　回以上の一斉美化 ③　美化パトロール ④　ごみの減量及び分別 ⑤　ごみ置き場の美化 ⑥　市民リサイクル活動への参加 ⑦　雑草の駆除 ⑧　住民への啓発 |
|  |  | ※上記以外のもの |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |

（安全管理）

第５条　美化活動に係る安全管理等については、甲において責任をもって対処するものとする。

（報告）

第６条　甲は、乙が別に定める方法により、美化活動等の実施状況を報告するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から原則として２年以上とする。

（変更・廃止）

1. この協定を変更又は廃止しようとするときは、あらかじめ甲と乙で協議するものとする。

　この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　熊本市 |  |  |
|  　印 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　熊本市中央区手取本町１番１号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　熊本市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　 |  |  |
|  　印 |